

専決処分の承認(令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和4年9月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和4年10月17日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 92,070円

1 事故発生の日時、場所

令和4年7月5日(火)午後1時5分頃
飯塚市新立岩地内 相手方駐車場

2 事故の概要

土木管理課職員が資材倉庫までバックで進入した際、後方の駐車場ポールに気付かず、車両後部のバンパー及びストップランプが接触し損傷させたものである。

3 損害の状況

人身傷害 市側 なし
物的損害 相手方 駐車場ポール2本破損
市側 バンパー及びストップランプ破損

4 事故発生の原因

土木管理課職員がバックで進入する際、後方の状況の確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

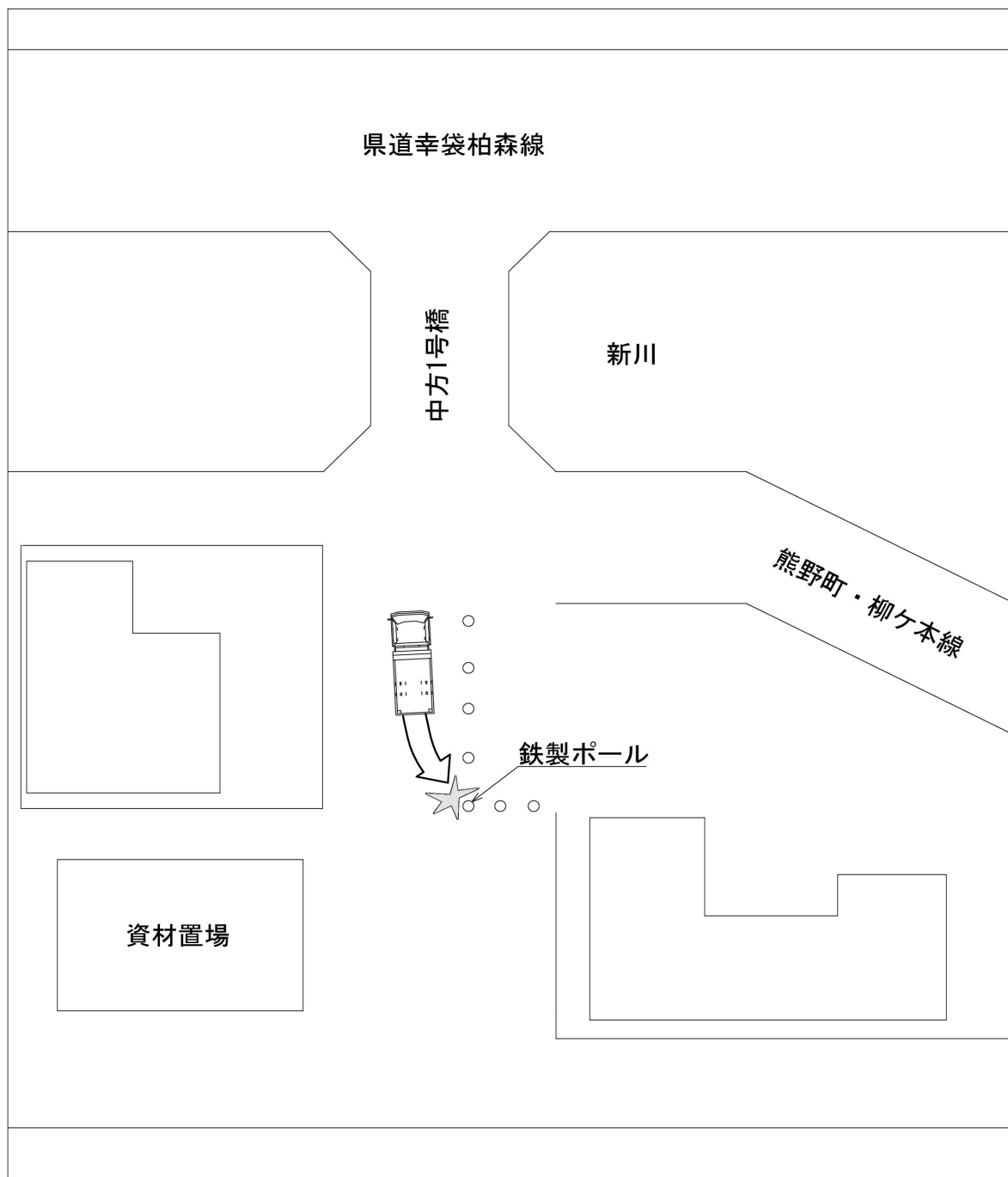
- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 市は、損害賠償金として92,070円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	駐車場ポール修繕料	92,070 円	92,070 円	0 円

7 事故現場見取図

事故現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和4年10月24日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 36,531円

1 事故発生の日時、場所

令和4年7月21日(木)午前11時45分頃
飯塚市勢田地内

2 事故の概要

財産活用課所管の市有地の枯竹が倒れ、隣接地に駐車していた車両に接触し、損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左後方バンパーの塗装剥離

4 示談の内容

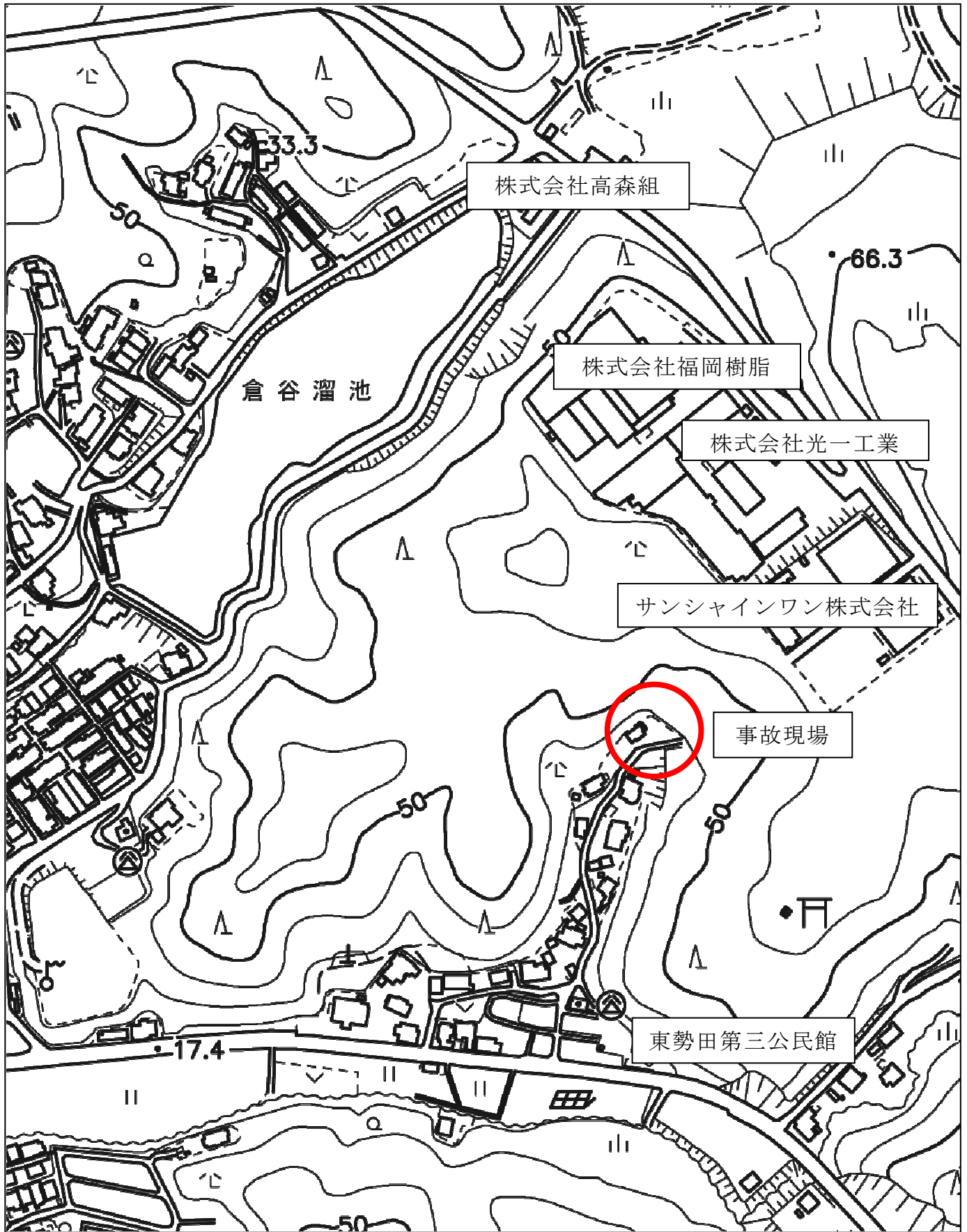
- (1) 市は、相手方に対し損害賠償金36,531円を支払う。
- (2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

損害額36,531円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和4年10月25日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 13,200円

1 事故発生の日時、場所

令和4年3月1日(火) 正午頃

嘉穂郡桂川町大字吉隈地内 大将陣公園駐車場内

2 事故の概要

大将陣公園内の駐車場に駐車しようとしたところ、一部蓋のない側溝に落ち、車のホイールを破損したもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 車両損傷(右前輪のホイール)

市側 なし

4 事故発生の原因

大将陣公園内の駐車場の側溝が第三者による持ち去りにより、蓋の一部が無くなっていたことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。

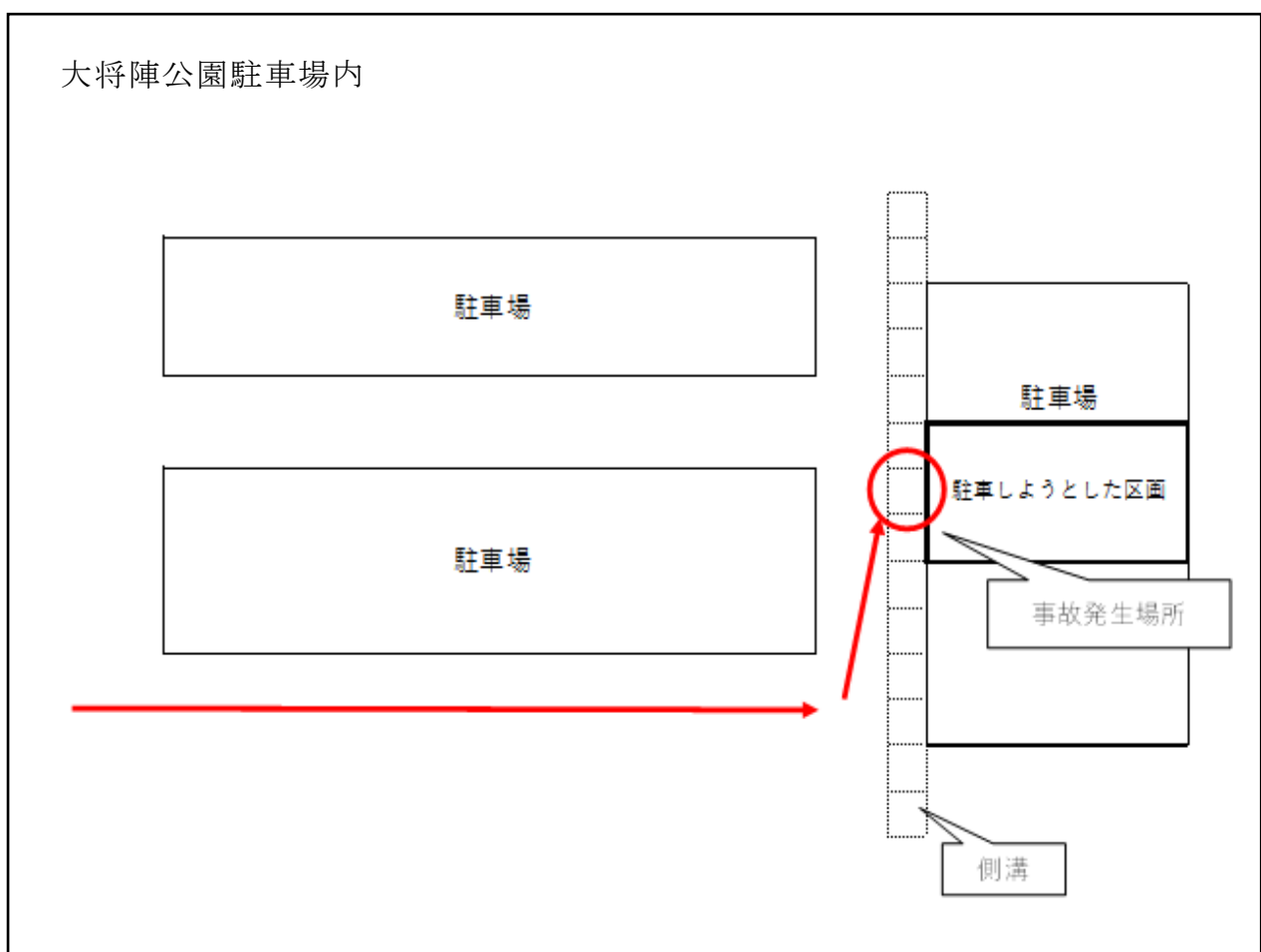
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として13,200円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%
相手方	損害賠償金	44,000 円	13,200 円	30,800 円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

令和4年11月1日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

建物明渡等請求事件

1 事件の概要

吉北住宅居住の1名(41月762,100円滞納)、花瀬住宅居住の1名(48月1,097,100円滞納)、忠隈住宅居住の1名(41月771,800円滞納)の計3名については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 市営住宅の明渡し
- (2) 未払市営住宅使用料の支払
- (3) 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
- (4) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

令和4年11月1日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

平恒本町第一住宅居住の1名(43月1,805,600円滞納)、小正水落住宅居住の1名(33月661,100円滞納)の計2名については、市営住宅使用料を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、態度を改め和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 滞納市営住宅使用料を分割し、毎月支払
- (2) 今後の市営住宅使用料について毎月納期限までに支払
- (3) 分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、市営住宅を明け渡し、市営住宅使用料(滞納分含む。)全額を即座に支払

専決処分 of 報告(支払督促申立に対する異議申立て(学校給食費請求事件))

令和4年10月24日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月17日提出

飯塚市長 片 峯 誠

学校給食費請求事件

1 事件の概要及び処理方針

飯塚市鯉田在住の2件4名(12月502,797円と4月196,014円)については、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納給食費の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望又は申入れに基づき和解するものとする。

2 請求の内容

- (1) 未払給食費の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払